

# 令和5年度 群馬県企業局経営基本計画委員会 次 第

日時：令和5年9月1日（金）13：30～

会場：群馬県庁 28階 企業局第2会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 令和4年度群馬県企業局の決算について
- (2) 群馬県企業局経営基本計画の進捗状況の評価について
- (3) 令和5年度新規事業について

## 4 閉 会

### 配布資料

次第（本紙）、出席者名簿、座席表

資料1 令和4年度 群馬県企業局の決算について（速報）

資料2 第2次群馬県企業局経営基本計画進捗状況（令和4年度実績）

資料3 令和4年度 経営基本計画推進シート

資料4 板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業

資料5 地産地消型 PPA（群馬モデル）

参考1 令和4年度 経営方針取組進捗状況

参考2 令和5年度公営企業の概要

参考3 群馬県企業局経営基本計画委員会設置要綱

令和5年度群馬県企業局経営基本計画委員会  
出席者名簿

令和5年9月1日(金)

【経営基本計画委員会委員】

|    | 氏名(敬称略) | 所属/役職等                    |
|----|---------|---------------------------|
| 委員 | 宇野 二郎   | 北海道大学大学院<br>公共政策学連携研究部 教授 |
| 委員 | 高橋 真澄   | 一般財団法人 群馬経済研究所<br>副部長     |
| 委員 | 須藤 美由貴  | 群馬県商工会女性部連合会<br>副会長       |
| 委員 | 赤尾 佳子   | 赤尾商事株式会社 代表取締役社長          |
| 委員 | 大貫 晴雄   | 群馬県消費者団体連絡会 会長            |

【群馬県企業局】

| 役職等    | 氏名    |
|--------|-------|
| 企業管理者  | 中島 啓介 |
| 企業局長   | 浦部 賢徳 |
| 総務課長   | 鯉登 基  |
| 経営戦略課長 | 原 孝規  |
| 発電課長   | 森村 敏彦 |
| 団地課長   | 中川 哲  |
| 水道課長   | 青木 利明 |
| 施設管理室長 | 吉澤 隆雄 |

(経営基本計画委員会 座席表)

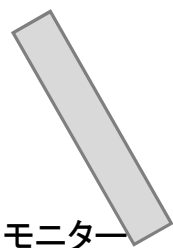
|      |      |
|------|------|
| 高橋委員 | 宇野委員 |
|------|------|

|      |      |
|------|------|
| 赤尾委員 | 須藤委員 |
|------|------|

|        |      |       |      |
|--------|------|-------|------|
| 経営戦略課長 | 企業局長 | 企業管理者 | 総務課長 |
|--------|------|-------|------|

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 施設管理室長 | 水道課長 | 発電課長 | 団地課長 |
|--------|------|------|------|

|                 |       |
|-----------------|-------|
| (司会)<br>経営戦略課次長 | (事務局) |
|-----------------|-------|



入口

入口

# 群馬県企業局経営基本計画委員会設置要綱

## (目的)

第1条 群馬県企業局経営基本計画（以下「経営基本計画」という。）の策定と、それに基づく各事業の進捗状況等について、外部有識者からの意見を聴取するため、群馬県企業局経営基本計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 経営基本計画の策定に関すること。
- (2) 経営基本計画に基づく各事業の進捗状況に関すること。
- (3) その他、企業局の事業運営に関すること。

## (委員)

第3条 委員会の委員は、5名以内とする。

- 2 委員は、地方公営企業の経営に優れた見識を有する者のほか、経済情勢や企業動向等に関しての専門家等から企業管理者が依頼する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長及び座長代理)

第4条 委員会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、委員会の会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、企業局経営戦略課で処理する。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。